

水道料金

を減免します

対象期間 令和8年4月～令和9年3月

●**内容** 上水道基本料金を請求時に減免します。

※下水道使用料は含みません。

●**対象** 東員町の水道を利用している世帯および事業者
(官公庁などを除く)

※「ご使用水量のお知らせ」(検針票)には、減免前の金額が記載されますが、請求時には減免金額を差し引いた額を請求します。減免申請の申込手続きは不要です。

※下水道使用料は含みません。

※口径ごとの減免額表のとおりです。

※減免の対象となるのは令和8年4月分～令和9年3月分になります。

東員町役場 上下水道課
☎0594-86-2812

減免額表

口径	減免額(税込)
13mm	1,350円
20mm	2,026円
25mm	4,413円
30mm	6,844円
40mm	13,690円
50mm	28,226円
75mm	52,456円
100mm以上	100,790円